



しぶや青色

令和 7年 新春号 第629号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428airo.jp>



一般社団法人
渋谷青色申告会 会長 金井 誠

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は地震や豪雨による自然災害、そして記録的な猛暑など、地球温暖化の影響を強く感じさせる出来事が続きました。夏には「パリオリンピック・パラリンピック」が開催され連日の日本人選手の活躍が報道され、スポーツの力が私たちに感動、そして希望と勇気を与えてくれました。

さて、令和6年度税制改正に伴い6月から「定額減税」が始まっています。個人事業主の方は、原則として令和6年分の確定申告を行う際に、所得税額から特別控除（定額減税）の額を差し引きします。



渋谷税務署長 菅田 進

新年の「あいさつ」

新年明けましておめでとうございます。

令和7年の年頭に当たり、謹んでお祝いを申し上げます。金井会長をはじめ、青色申告会の会員の皆さまには、平素から税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今年の干支は「巳年」となります。巳年は、蛇が脱皮をする様子から、「復活と再生」を意味する縁起のいい年であり、新たな挑戦や変化に前向きになるといわれております。

貴会におかれましては、日頃より、青色申告制度の普及と申告納税制度の健全な発展に多大なご協力をいただいているところで、本年も、地域社会に密着した活発で幅広い事業活動を通じて、社会の変化に対応した魅力ある会となられますことをご期待申し上げます。

確定申告の際は「定額減税」の適用にご留意ください。

まもなく令和6年分の確定申告の時期を迎えます。本年も東京税理士会渋谷支部と協力して、会員の皆様の決算・申告・e・Tax送信サポートに尽力して参ります。

確定申告の時期は青色申告制度の普及、納税道義の高揚を図る青色申告会としましては多くの納税者に会を知っていただく絶好の機会でもあります。「正しい申告には正しい記帳」が大切です。

記帳指導に重点をおいた青色申告会を多くの納税者に知っていただき、私たちのお仲間になっていただく良い機会です。渋谷税務署をはじめ税務関係団体のご協力もいただきながら、青色申告会の周知・会員獲得に役職員一丸となって取り組んで参ります。

結びに当たり、新年を迎え、会員の皆様の事業の発展をご祈念申し上げますとともに、今年一年のご多幸とご健勝を心よりお祈りし新年の挨拶といたします。

さて、年も明け、間もなく確定申告の時期を迎えます。

渋谷税務署では、2月17日（月）から「ベルサル渋谷ファースト」において、5署合同による申告書作成会場を開設いたします。

会場では、e・Taxのメリットや使いやすさを実感していただけるよう、マイナンバーカードを利用して、スマホで申告していると、給与等の収入に関する情報や、医療費、ふるさと納税等の控除に関する情報を一括取得して自動入力することができ、確定申告書の作成がより便利になります。引き続き、「自宅からの確定申告の利用拡大」や「デジタル化の促進」について、周知・広報を行い、納税者の利便性の向上に努めていく所存です。

また、本年も会場内に「青色コーナー」を設置いたします。連年、金井会長をはじめ役員の皆さまには、多大なるご協力をいただいております。改めて感謝申し上げますとともに、青色申告制度の普及や記帳・帳簿保存制度の説明等につきまして、本年も引き続きご支援いただきますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、新しい年が一般社団法人渋谷青色申告会の益々のご発展、会員の皆さまのご繁栄の年となりますよう、心よりご祈念申し上げます、新年の挨拶とさせていただきます。



新年の「あいさつ」

東京都渋谷都税事務所長 大隅 雅英

新年あけましておめでとうございます。
一般社団法人渋谷青色申告会の皆様方におかれましては、健やかに新春を迎えることとお慶び申し上げます。

旧年中は、金井会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、東京都の税務行政に深いご理解と多大なご支援を賜り、心より感謝申し上げます。とりわけ、都税の納期内納税やキャッシュレス納税の推進につきまして、本誌へ繰り返し記事を掲載いただくなど、会を挙げて広報・普及活動にご協力賜りましたこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、我が国は、少子高齢化と人口減少、大規模地震や激甚化する風水害等の自然災害、国際競争力の低下、物価高騰の長期化などの課題に直面しております。

こうした中、東京都では、切れ目のない子育て支援のほか、災害対策の強化、物価高騰に苦しむ都民・事業者への支援など、生活基盤を揺るがす様々なリスクから都民の命と生活、企業活動を守り抜くため、ハード・ソフト両面において様々な施策を展開しております。

言うまでもなく、これらの施策の実施には、財源となる都税収入の安定的確保が不可欠です。渋谷都税事務所では、これまで同様、都民・事業者の皆様に寄り添った対応に努めつつ、適正で公平な課税・徴収を行うことで、その責務を果たして参ります。

また、東京都主税局では、本年も引き続き、キャッシュレス納税の推奨を通じて、納税者の利便性向上を図って参ります。2030年のキャッシュレス納税比率70%を目指し、弊所におきましても、関係機関・関係団体の皆様と連携しながら、積極的にPRを展開して参ります。どうぞ、変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新しい年が一般社団法人渋谷青色申告会の皆様方にとって良い一年となりますようお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。命である都税収入の確保に注力して参る所存です。



新年の「あいさつ」

渋谷区長 長谷部 健

新年明けましておめでとうございます。

一般社団法人渋谷青色申告会の皆様方におかれましては、ご健勝にて新春をお迎えになられたことと、心よりお慶び申し上げます。

金井会長をはじめ役員、会員の皆様方には、日頃より、渋谷区政全般にわたり、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、元日の能登半島地震に始まり、日本各地で大きな地震が発生しました。日向灘で発生した地震では、気象庁が初めて南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」を発表し、政府が災害への備えを改めて国民へ発信しました。本区では、災害時の体制をより強化するため、宮城県石巻市、栃木県宇都宮市、長野県茅野市、山梨県甲府市及び福島県郡山市と災害時相互応援協定を締結しました。

また、6月には物価高への対策として定額減税が実施されました。急ピッチで準備を進め、大きな混乱なく定額減税を実施し、定額減税しきれない方への給付金（調整給付金）の支給を行うことができました。

さて、本区では現在、渋谷区基本構想で掲げる未来像、「ちがいをちからに変える街。渋谷区」を目指して、子ども一人一人が個性を伸ばし、先進的で柔軟な考えを育むための教育に取り組んでいます。その中で、学校の校舎建て替えというハード面と探求する学びや教育DXなどのソフト面の両面から、『未来の学校』プロジェクトを進めており、子どもたちのより豊かで発展的な学びをサポートしていきます。

本区は、住民に身近な基礎自治体として、安全で安心して暮らすことができ、多くの人々に渋谷の街を訪れていただけるように施策の充実を一層図ってまいります。渋谷青色申告会の皆様方におかれましては、渋谷区政に対し、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴会の益々のご発展並びに会員皆様方の一層のご活躍、ご多幸を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

決算・確定申告、必要書類等事前準備チェックリスト！！

1	昨年(令和5年分)・一昨年(令和4年分)の決算書、所得税・消費税確定申告書の控	<input type="checkbox"/>
2	マイナンバーカードまたは、個人番号通知書、適格請求書発行事業者の登録通知書(登録者の方)	<input type="checkbox"/>
3	税務署・ 令和6年分決算書用紙	<input type="checkbox"/>
	青色申告会から 令和6年分の所得税確定申告書用紙	<input type="checkbox"/>
	送られた書類 令和6年分消費税課税事業者の方は、令和6年分の消費税確定申告書用紙	<input type="checkbox"/>
4	令和6年分の帳簿・集計表等、複式簿記の方は試算表等 (売上・経費のわかるもの。固定資産税、光熱費等家事按分の必要な方はそれぞれの合計・事業割合) 専従者給与・給与を支給している方は令和6年分一人別徴収簿 【消費税について】 記帳方法は税込経理・税抜き経理どちらですか。 消費税簡易課税の方は、売上の事業区分(第1種から第6種)は出来ていますか。 (事業区分は取引ごとに判断します。例えば他のものから購入した商品を性質・形状を変えないで業者へ販売した場合は第1種・消費者への販売は第2種となります) 本則課税の方は、税区分(課税・不課税・非課税・免税)の上、課税取引金額計算表の記入は出来ていますか。 税区分(課税8%、10% 不課税・非課税・免税・インボイスの有無) 【会計ソフト利用者について】 会計ソフト利用の方はデータをUSBメモリ等にバックアップのうえ、お持ち下さい。 (マックの方は機器の用意がありませんので、プリントアウトして又はノートパソコンをご持参下さい) なお、令和6年分会計ソフトでの初期設定等記帳指導期間は既に終了しております。 また、令和7年分の会計ソフトでの初期設定等指導は4月以降となりますのでご了承下さい。	<input type="checkbox"/>
5	公的年金受給者は令和6年分源泉徴収票(天引き介護保険料等が明記されています)	<input type="checkbox"/>
6	生命保険契約に基づいて支払われる年金がある方は、保険会社・郵便局等が発行する支払い年金額等のお知らせ等が必要です(支払金額・必要経費・源泉徴収税額等が記載)。	<input type="checkbox"/>
7	給与収入のある方は令和6年分給与所得の源泉徴収票	<input type="checkbox"/>
8	生命保険契約等に基づく満期払戻金及び解約払戻金(一時金)等の受取りがある方は、保険会社・関係機関が発行する計算書(支払金額・既払込保険料(掛金)等が記載されています) 保険料又は掛金を自分で負担した生命保険契約・生命共済に基づく一時金又は退職金共済契約、退職年金契約に基づき支払われる一時金で退職所得とみなされないものは、一時所得として課税されます。	<input type="checkbox"/>
9	医療費控除を受ける方は、本人、生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費の領収書及び高額医療費の払い戻し・生命保険等給付補てん額の明細書	<input type="checkbox"/>
10	国民健康保険支払の方は令和6年中に支払った合計額	<input type="checkbox"/>
11	社会保険料(国民年金保険料等)控除証明書 日本年金機構より送付されています。(給与源泉徴収票に記載されている場合は不要)	<input type="checkbox"/>
12	介護保険支払の方は令和6年中に支払った合計額(源泉徴収票に記載されている場合は不要)	<input type="checkbox"/>
13	小規模企業共済加入者は小規模企業共済等掛金控除証明書	<input type="checkbox"/>
14	生命保険料控除証明書・新・旧生命保険、新・旧個人年金、介護医療保険 (源泉徴収票に記載されている場合は不要)	<input type="checkbox"/>
15	地震保険料の控除証明書(源泉徴収票に記載されている場合は不要)	<input type="checkbox"/>
16	寄附金控除の適用下限額が2,000円。特定寄附金の額の合計額をチェック	<input type="checkbox"/>
17	住宅借入金等特別控除を受ける方は住宅借入金等特別控除の計算明細書と住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の添付が必要となります。 令和6年中に住宅取得された方は一定の要件の確認と各種添付書類の準備が必要です。	<input type="checkbox"/>
18	配偶者控除・扶養控除対象者のお名前・生年月日・令和6年中の所得金額がわかるもの 障害者の方は身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等の等級の確認	<input type="checkbox"/>

令和6年分の決算・確定申告指導のご予約受付中！

★令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の申告及び納期限は3月17日（月）
振替納税の方の口座振替日は4月23日(水) 申込手続きは簡単、お勧めします。

★令和6年分個人事業者の消費税等の確定申告の申告及び納税期限3月31日（月）
振替納税の方の口座振替日は4月30日(水) 申込手続きは簡単、お勧めします。

1. ご予約の際に、記帳方法(手書き・会計ソフト)・マイナンバーカードの有無をお知らせ下さい。
2. 消費税の申告に関しましては3月17日(月)以降3月31日(月)までになります。インボイスでの申告状況により、全席予約制になる場合があります。ご来局の際は電話でお確かめください。

“ e-Tax ” で 申 告 し よ う !

申告書等用紙に代えて、「確定申告のお知らせ」(※)が送付されます。

(※)「確定申告のお知らせ」とは、確定申告書の受付期間や納期限、予定納税額など確定申告書の作成に必要な情報を記載している はがき 又は 通知書 をいいます。

この通知は申告の際に必ずお持ちください

	申告書の受付期間	納 期 限 ※ 確定申告書の提出日(確定申告書の提出日)
所得税及び復興特別所得税	令和7年2月17日(月) ～令和7年3月17日(月)	令和7年3月17日(月) 令和7年4月●日(●)
消費税及び地方消費税	令和7年1月 ～令和7年3月31日(月)	令和7年3月31日(月) 令和7年4月●日(●)

封書で「令和6年分確定申告のお知らせ」の通知書や「確定申告のお知らせ」ハガキ（左に掲載したハガキ（イメージ））が1月下旬ごろに送られて来ます。

申告の際に必要で重要な情報が記載されていますので、必ずご持参ください。

マイナンバーカード（暗証番号は2種類）をお持ちの方は有効期限が切れていないことを確認し、ご持参ください。

- ・カード本体の有効期限 発行日より10年
- ・電子認証の有効期限 5年

事前に区役所・市役所等での継続の手続きをお済ませください。ご不明の方は、各自治体へお問い合わせください。

！！ 事務局からのお願い ！！

★半年以上会費が未納の方は決算・申告の予約日前に会費のお支払いをお願いいたします。

（会費を半年以上未納の方につきましては決算・申告のお手伝いが出来ない場合がありますのでご注意ください）

★自転車保険ご加入の会員様へ

申告時に次年度保険料のお支払いをお願いいたします。